

周防大島町文化振興事業 募集要項（令和７年度）

●周防大島町文化振興事業とは

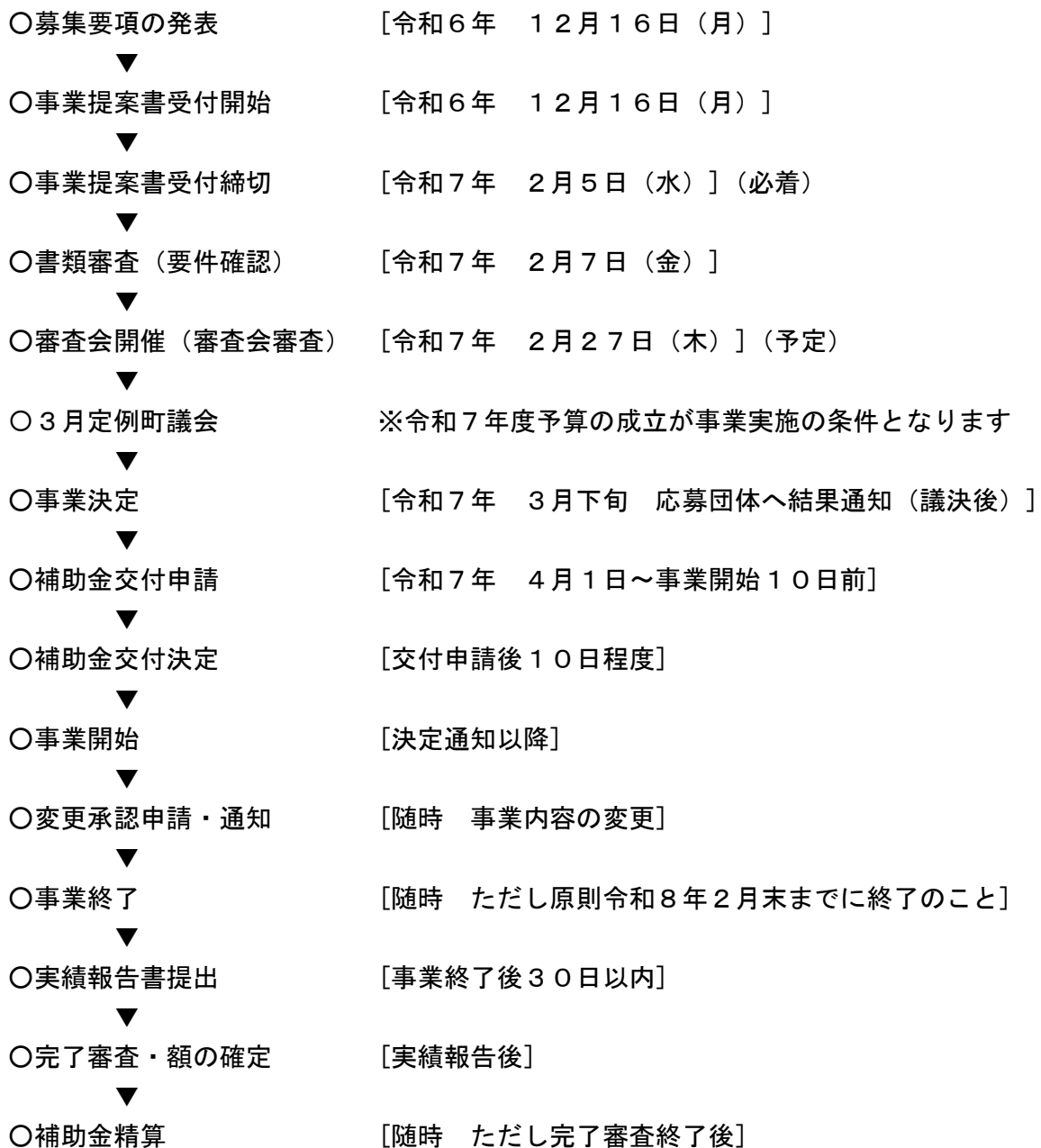
周防大島町内で、教養・文化に対する意識を高め、豊かな感性と創造性を育むことを目的とした事業を行う団体に対し、文化の振興に資するための補助金を交付する事業です。

●審査会・事業提案の実施

応募された事業提案は、事業目的、資格要件を確認した後、審査会の審査を経て事業と金額を決定します。

●全体の流れ

事業は以下の流れとなります。



■補助対象の事業

1. 地域文化の振興と地域文化の創造を図る事業
2. 地域文化に親しむ環境づくりを育成する事業
3. 地域文化の高揚を図り、住民参加型の文化振興に資する事業

■補助対象となる団体

一団体1件の応募とし、下記の資格・条件を全て満たしている団体であること。

1. 周防大島町内を拠点に主たる活動範囲とする団体であること。
2. 3名以上で構成された団体であること。
3. 政治、宗教、営利のみ又は団体の運営経費、備品等の取得を目的としないこと。

■補助金の総額と事業実施期間

予算等の範囲内で補助対象事業と補助金額を決定します。審査会での合計評点数順の採用としますので、不採用又は補助金額の減額をさせていただくこともあります。

事業の実施期間は原則令和8年2月末までとします。

1. 一団体への補助金（上限）は20万円以内（補助率9／10以内）とし、千円未満は切り捨てます。20万円の補助限度額に事業規模を合わせる必要はありません。
2. 活動への継続支援を妨げるものではありません。
3. 他の助成制度と併用する事業も補助対象となりますが、予備費・繰越金への充当は認められません。

■事業提案の決定方法

審査会において、それぞれの応募団体の提案書・添付資料を基に、文化活動の目的や内容について審査を行います。事業の採択と補助金額の決定については、資格要件を確認後、審査会での審査結果を受け、町長が決定します。

■書類審査（要件確認）

- ・資格要件（活動範囲、構成員、目的）を満たしているか。

■審査会審査（委員5名、10項目×5段階評定）

- ・提案内容が、事業の主旨と合致しているか。
- ・広く不特定多数の人々を対象とし、公益性が高い事業であるか。
- ・新たな展開及び今後の継続が期待できるか。
- ・事業実施が申請団体の発展及び今後の自立につながるか。
- ・自己資金の負担や調達方法に努力がみられるか。
- ・他の団体、行政及び地域住民との「協働」を視野に入れているか。
- ・事業を実施できる組織体制と能力は十分であるか。
- ・事業が地域における重要性等で優先度が高いものであるか。
- ・経費の積算が妥当であるか。
- ・添付資料等の表現力や作成能力が優れているか。

審査は文化振興に関して、経験と知識を有する5名以内の審査委員によって構成されます。合計評点数（50点満点）の平均が25点未満又は過半数の審査委員が25点未満の評価をした事業は失格とします。

■事業実施に伴う義務

事業計画と事業実施内容が著しく相違する時や、活動が実施されなかった時、または実績報告書が提出されない時には、交付決定を取り消す場合があります。

■補助金を活用できる費目（対象経費）

1. 事業決定通知日以降の請求、実績報告書提出までに支払いを完了した経費に限ります。
2. 領収書等の証拠書類がない場合は、補助対象外とします。
3. 補助対象経費と補助対象外の経費を一括で支払い、内容が明らかでないものは、補助対象外とします。

[補助対象費目]

費 目	内 容	備 考
旅 費	団体構成員・有識者・講師等の交通・宿泊費等	
報 償 費	有識者・講師等への謝礼等	
賃 金	資料整理・集計作業等の補助者への賃金等（団体構成員に係る賃金は事業費の1割以内）	
需 用 費	消耗品（用紙等）、燃料費（ガソリン等）、食糧費（会議のお茶等）及び印刷製本費（パンフレット印刷等）	
役 務 費	通信運搬費（郵送料等）、広告料、筆耕翻訳料及び保険料（イベント保険等）	
使用料及び賃借料	会場使用料、有料道路通行料及び機材のリース料等	
原 材 料 費	木材・食材等の資材購入費等	

※実施事業に要するもののみとし、団体の運営経費は除く。

■その他

1. 文化活動の一環として、講演会、研究会、フォーラム、セミナー、ワークショップなどの開催は可能ですが、演芸会、パーティー等の飲食費は補助対象外とします。
2. 事業の実施に際して作成するポスター、チラシ等に「周防大島町文化振興事業の補助金を活用して実施しています」等、周防大島町文化振興事業である旨を表示して下さい。

■提出書類について

「文化振興事業提案書」に必要事項を記入のうえ、周防大島町教育委員会社会教育課へ提出して下さい。

1. 団体の詳細について

活動団体（グループ）について記入して下さい。

2. 応募する事業提案の内容

活動の目的・概要を明確にし、具体的な作業スケジュールを記入して下さい。

3. 収支計画書

応募する事業の具体的な収支予算（積算根拠等）を記入して下さい。

4. その他

事業提案書に記載しきれないもの、資料や写真など、事業の参考になるものがあれば添付して下さい。

■応募受付

応募の団体は、2月5日（水）までに周防大島町教育委員会社会教育課へ必要書類を持参し、記載内容の確認を受けて下さい。

※1団体が複数事業の応募はできません。

※令和7年度より、同一内容で3回認定を受けた事業も応募可能となりました。

■個人情報について

応募書類から得た応募者の個人情報は、選考・審査及び連絡など事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記の目的以外に使用することはありません。

提出いただいた応募書類はお返ししませんのでご了承下さい。

■注意事項

令和7年度の事業提案であることから、令和7年度予算の成立が事業実施の条件となります。

◆申請に関する問い合わせ

◆申請用紙の請求

◆申請書の受付

〒742-2512 周防大島町大字平野 269-44

周防大島町教育委員会 社会教育課

TEL 78-2205 FAX 78-5067

E-mail: syakai@town.suo-oshima.lg.jp